

【被害防止ネット】ニュース

○消費者の被害を防ぐネットの輪○ 平成26年9月30日 No16

7/28の会議を受け、小樽市消費者被害防止ネットワークの名称を相談センター名の小樽・北しりべし消費者センターに合わせ「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク」と改めます。

「消費者被害防止ネットワーク」会議

7月28日(月)小樽市消防庁舎6F講堂において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」会議と高齢者・若年者各分科会を開催しました。会議には32団体43人が出席、余市町・仁木町・赤井川村の担当者も出席し熱心な意見交換が行われました。



◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より、平成24年度857件の相談件数が、平成25年度は937件と前年より80件増加したこと、内分けとして47%が60歳代以上の高齢者であり、80歳代はほぼ倍増との報告がありました。

◎新たなネット被害に注意を

札幌弁護士会消費者保護委員会吉田副委員長より、ネット専用仮想クレジットカードの情報提供がありました。ネットやコンビニで18歳以上と申告するだけで簡単に申込でき、最大29,000円までネット専用で使えるプリペイド式電子マネーで、クレジットカードで購入した場合、カード会社・販売店・購入者にネット専用仮想クレジットカード会社を加えた4社間の話し合いとなり、匿名性が高いことから簡単には解決できないトラブルが増えており、消費者保護が必要との説明がありました。

〈余市警察署警務課相談係 早坂 委員〉

◎ヤミ金からお金を借りたことで個人情報が悪用され、職場・親戚、隣近所にまでいやがらせ電話があり、電話番号非通知のため解決に苦慮した。ヤミ金からお金は絶対に借りない・必要以外の情報は漏らさないとの注意がありました。

「高齢者分科会」【概要】

〈小樽市中部地域包括支援センター ニノ瀬委員〉

◎地区高齢者が、甥っ子を名乗る者から「株で損をしたので500万用立てて」との電話で預金を引出す際、銀行窓口の方が気づき警察に通報し被害に遭わずに済んだ。私たちが今後気をつけなければと思った。

〈小樽認知症の人を支える家族の会 斉藤 委員〉

◎認知症の男性が鉄道事故で死亡し、JR 東海が遺族に遅延損害の賠償を求めた裁判に対し不安を抱いている。認知症高齢者に免許証返上を勧めるアドバイスや加害者とならないための相談をしている。

〈小樽市訪問介護事業所連絡協議会 貞廣 委員〉

◎不用品リサイクルの電話が2軒にあり、1軒目は日時指定しようと電話したが繋がらず来なかった。もう1軒は家に上げ査定までしたとの事。電話だけでは詐欺目的なのか判断できず絶対ダメと言いつらいので、家族やヘルパーが同席するような状況を作る必要性を感じる。

〈札幌弁護士会 吉田委員〉

◎雪害等による住宅の損害は、火災保険で修理出来ると訪問業者に持ちかけられ、その業者が請求手続きを代行した場合で、消費者が修理を別の業者に依頼すると、高額な違約金をとる契約・約束(保険金の4割)をしていて非常に問題となっている事案がある。

.....「レターパックで現金を送れ」は全て詐欺です。!!.....

消費者センターに「義母が200万円をレターパックで送ってしまった」と相談がありました。「大手食品会社進出にあたり小樽市民限定で社債を募集するので代わりに購入して欲しい」との電話を信じて、レターパックに現金を入れ発送したとのこと。すぐに小樽警察署詐欺担当部署に電話し、相談者宅に警察官が訪問し捜査を開始、送付先の郵便局で中身をX線検査し現金と確認できたため送り主である相談者宅に返送され被害を未然に防止できた事例がありました。 「レターパックで現金を送れ」は全て詐欺です!!

《レターパックや宅配便で現金を送ることは郵便法や運送業者の約款で禁じられております。》

「若年者分科会」（概要）

＜札幌弁護士会 消費者保護委員会 西 委員＞

◎ワンクリック詐欺で弁護士を騙った救済サイトに誘導されお金を支払ったケースなどは、弁護士法違反の疑いがあり、悪質性が高い場合には警察や弁護士会との連携も視野に返金を粘り強く求めていくべきである。奨学金が若年者の多重債務の原因の一つになっており、サラ金から借りる前に猶予制度を利用する方法がありますが周知不足を感じます。

＜小樽商科大学 学務課長 蔵重 委員＞

◎当事者である大学生に奨学金猶予制度の周知を図っていききたい。

＜小樽市校長会 松本 委員＞

◎学校のネット教育は技術科、総合学習で扱われている。本校では警察を呼んでネット被害講座を持ち重要性を感じている。学校関係者へ伝えていきたい。

消費者被害の未然防止は、若年者から！

平成25年度10～20代の相談74件中多かったのは、アダルトサイトのワンクリック請求やインターネット通販詐欺・賃貸・住宅関連でした。

若年者向けの移動消費者教室を潮陵・商業両定時制で、全日制は桜陽の進路決定者140名を対象に実施しました。進学・就職でひとり暮らしを始めるとすぐにネット関連・賃貸住宅・車の購入などの契約をする事態に直面します。

教育関係者には積極的に移動消費者教室の活用を特にお願いたします。

～小樽・北しりべし消費者センターより～

＜民生・児童委員協議会 勝俣 委員＞

◎民生委員に対しネットに関する講座の必要性を感じた。大学生の親として奨学金問題は切実。

＜教育委員会 生涯学習課長 加賀 委員＞

◎消費者教育の観点からの取り組みはなかった。従来ある母親対象の講座に取り入れていきたい。

＜しりべし圏域総合支援センター

小樽支援センター 村上 委員＞

◎障がいのある方の契約はわかりづらい。相談員としてあらゆる契約内容に対応できるようにと考えているが、弁護士事務所に協力いただきメールで相談できる体制が出来ている。



多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、相談窓口を開設しています。一人で悩まずに相談してください。

■相談日

毎週木曜日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始の休日を除く)

■相談場所

小樽・北しりべし消費者センター
(花園2-12-1 小樽市役所別館5階)

「移動消費者教室」の活用を！

各種団体の依頼に応じ消費生活相談員を派遣し消費者被害等に関する講演を行います。(無料)

「啓発用貸出しビデオ」のご利用を！

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸出しています。啓発行事の際などにご利用下さい。

【情報交換について】

メールやFAXで被害報告など情報交換を行っています。問合せ・連絡はネットワーク事務局まで。

【事務局】

小樽消費者協会

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所別館5階

小樽・北しりべし消費者センター内

TEL (0134) 31-3682

FAX (0134) 23-7978

Email: syohi-c@city.otaru.lg.jp

消費生活に関する情報・相談は

小樽・北しりべし消費者センターへ

TEL (0134) 23-7851